

四万十市経営改善計画策定等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市経営改善計画策定等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市は、物価高騰等の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内事業者等が取り組む経営改善や事業再生への取組を促進し、事業の継続及び経営の安定化を図ることを目的として、経営改善計画策定等に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 認定経営革新等支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項の規定により、経営革新等支援業務を行う者として認定を受けたものをいう。
- (3) 認定支援機関 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第1項の規定により、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けたものをいう。

(補助事業者)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、中小企業者（みなし大企業は除く。）及び個人事業者（以下「事業者」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。ただし、宗教若しくは政治を目的とする事業者又は設立趣旨、活動内容等から交付対象として市長が不相当と認める事業者を除く。

- (1) 市内に営業等の本拠を有し、引き続き市内で事業を営む事業者
- (2) 市税を滞納していない事業者
- (3) 国が実施する「経営改善計画策定支援事業」により経営改善計画の策定等を行い、高知県中小企業活性化協議会から費用補助を受けた事業者

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、高知県中小企業活性化協議会が認定した経営改善計画等（以下「計画」という。）の策定に係る経費（伴走支援、金融機関交渉に係る経費を除く。）のうち、補助事業者が認定経営革新等支援機関又は認定支援機関に支払った経費のうち、高知県中小企業活性化協議会からの補助額を控除した額とする。

- 2 補助率及び補助限度額は、別表1に定めるとおりとする。
- 3 補助金額は、補助対象経費（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税の額を除く。）に、補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）又は補助限度額のうちいずれか少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする事業者は、規則第16条の2の規定に基づき、計画策定後6カ月以内に、補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 認定経営革新等支援機関又は認定支援機関への支払いが確認できる書類の写し
- (2) 策定した経営改善計画書等の写し
- (3) 市内で事業を営んでいることが分かる書類
- (4) 市税の滞納がないことが分かる証明書（3か月以内に発行されたものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認められたものについて交付の決定をし、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するとともに、規則第16条の2第2項の規定に基づき補助金の額を確定し、補助金を支払うものとする。

2 市長は、前項の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消すとともに既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(調査等)

第9条 市長は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、市長からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を作成するとともに証拠書類及び関係書類を整備し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の公開)

第11条 補助事業及び補助事業者に関して、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第9条の規定による非公開項目以外の項目は、原則として公開するものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表1（第5条関係）

区分	補助率	補助限度額
早期経営改善計画	1 / 3	2万円
経営改善計画・プレ再生計画・再生計画等	1 / 3	10万円